

平成 31 年度 保育所等の各種申請、利用についての注意事項

1. 申請書の有効期間について

今回提出していただく申請書の有効期間は平成 32 年 3 月末（2020 年 3 月末）までです。平成 32 年 4 月（2020 年 4 月）以降も保育所等への入所を希望される場合は、別途申請が必要となります。

平成 32 年 4 月（2020 年 4 月）以降の申請受付については、平成 31 年 10 月（2019 年 10 月）の天理市の広報誌『町から町へ』でお知らせする予定です。

2. 子どものための教育・保育給付 支給認定証について

支給認定証は保育の必要性の認定基準に該当することを証明するものであり、保育所等の入所の内定通知ではありません。保育所等の内定通知は利用調整後、別途送付されますのでご注意ください。

3. 入所選考結果について

保育所等の入所を希望される場合、申請書を提出後に、毎月入所選考会を実施し利用調整を行います。入所の空きがなく、入所希望月に入所が保留となった場合は、希望月の翌月から平成 32 年 3 月（2020 年 3 月）まで、継続して入所選考会を行います（ただし、支給認定期間が短い場合は支給認定期間中まで）。

入所の可否については、初回は書面にて通知いたします。入所希望月以降の入所選考の結果については、入所内定が出た場合のみ書面で通知いたします（入所保留が継続する場合、入所不承諾通知は初回しか送付しませんのでご注意ください）。

4. 個人番号（マイナンバー）の提供について

申請書への保護者、申請児童・兄弟姉妹分の個人番号（マイナンバー）の記載をお願いいたします。また、申請時に、申請者の本人確認書類（※1）と個人番号の確認書類（※2）のご提示にご協力をお願いします。また、申請後に個人番号が変更された場合には、速やかに保育係へお知らせください。

（※1）本人確認書類

マイナンバーカードや免許証などの顔写真付きの公的証明書 1 点。

または顔写真がない証明書（健康保険証、国民年金手帳等）2 点。

（※2）個人番号の確認書類

マイナンバーカード、通知カード、または個人番号記載の住民票。

なお、ご提供いただいた個人番号は、子どものための教育・保育給付の支給に係る対象事務のみに利用し、それ以外の利用目的では利用いたしません。

5. 認定内容の変更について

育児休業後の復職、勤務時間の変更、退職、転職など、申請時から現況の変更があった場合は、児童福祉課の窓口へ速やかに変更届の提出をお願いいたします。届けによる認定内容の変更は最短で提出月の翌月からとなります。

（裏面へ）

6. 保育料について

保育所等の保育料は入所児童の世帯の扶養義務者及び家計の主宰者（父・母・父母の収入額によっては祖父母など）の市町村民税の所得割課税額の合計及び世帯状況などによって決定されます。平成31年4月～8月までの保育料は、平成30年度の市町村民税の所得割課税額（平成29年中の所得による）により、9月から翌年3月までの保育料は、平成31年度の市町村民税の所得割課税額（平成30年中の所得による）により算定します。平成31年度保育料は9月分から変更になりますのでご注意ください（決定通知は9月中に送付します）。また、税金の未申告や個人番号の未提供により、課税情報が確認できない場合、保育料を最高額で決定しますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

☎0743-63-1001

児童福祉課 保育係

内線 235・240・230